

岩手県告示第795号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
岩泉町小本仮設診療所	下閉伊郡岩泉町中島字長内140番地	平成24年6月1日
亀卦川歯科医院	一関市大東町大原字町裏137番地1	平成24年10月8日
にしね眼科クリニック	八幡平市大更第24地割29番地1	平成24年11月1日
みのり薬局	八幡平市大更第24地割29番地10	〃
りあす薬局	大船渡市立根町字中野40番地6	〃